平成２４年（フ）第１１８号
栃木県小山市大字千駄塚66番地10
債務者　加藤　裕美
1　決定年月日時　平成24年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月８日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第４２２号
川崎市川崎区大島上町６番１号　コーポ加藤202
債務者　吉里　輝子
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４４５号
川崎市幸区南加瀬３丁目39番６号　第２菱和ハイツ101、前住所横浜市都筑区茅ケ崎東３丁目21番33号　101
債務者　下田　慶次
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４８１号
川崎市高津区下作延３丁目22番17号　フラット大塚202
債務者　和田スヱミ
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５０４号
川崎市高津区新作５丁目23番２号　ハウス宮島201
債務者　三浦　知晴（旧姓大久保）
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５１９号
川崎市高津区千年925番地１　プランドール新城401
債務者　河野ちあき
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５５９号
岡山県倉敷市児島唐琴４丁目13番３―410号
債務者　長船真沙美（旧姓仲谷・寺本）
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月31日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１５４号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ４街区５棟304号
債務者　関冨　　宰
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１６９号
横浜市瀬谷区阿久和東４丁目24番地２　マリンハイツ102号
債務者　浜中久美子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１７４号
横浜市神奈川区入江１丁目25番９号　柳家ハウス102号
債務者　長渡　　綾
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２８５号
横浜市港南区大久保２丁目５番15号　グランビュー大久保203号
債務者　柳田　洸希
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３０１号
神奈川県藤沢市高倉2177番地の５フォレスタ・ヴィラ101
債務者　木下　　薫
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３２９号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷254番地１　ブランノワール202
債務者　佐藤健一郎
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３３０号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷254番地１　ブランノワール202
債務者　佐藤　妙子（旧姓甲野）
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３３２号
横浜市栄区公田町250番地　マルモビル２Ｆ栄荘３号
債務者　浅山　　茂
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部